

令和6年度 岡崎小学校いじめ防止基本方針

岡崎小学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめる側の児童は気軽な気持ちでやっていたとしても、いじめられる側の児童にとっては、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。そして、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。このことを全教職員が共通理解し、日頃から児童に寄り添い、いじめにつながるささいな兆候をつかむとともに、教職員全員で組織的にいじめ防止に取り組んでいく。

学校は、児童が安心して安全に生活できる場でなければならない。そのために、児童一人一人が自分は大切にされていると感じるとともに、自己有用感をもち、互いに認め合える人間関係が築けるように努めていく。そして、仲間とともに協力して活動する楽しさや喜びを味わい、共に成長していくことのできる魅力ある学校にしていく。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめにつながる兆候や児童からの訴えを、一部の教員が一人で抱え込むことのないよう、組織的に対応する。いじめ・不登校対策委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「岡崎小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校のいじめ防止対策の検証を行い、問題があれば改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ハートフルチェック（生活アンケート）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策になるよう努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校新聞や校長室だより、文書やホームページ等を通して、いじめ防止への取組状況や学校評価結果等を伝える。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、或はいじめが疑われるような情報をつかんだ場合は、事実関係を正確に把握し、円滑な問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバーを構成し、対応の仕方を検討し、迅速かつ効果的に実行する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した後も、児童の様子を見守り、継続的に指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

- ア 児童が思いやりの心を持ち、互いに認め合い、協力して活動していけるような学級づくりを進める。
- イ 児童の努力や良さを認め、自己肯定感をもたせるようにする。
- ウ 道徳の授業を充実させるとともに、教育活動全体を通して体験活動や多様な人々と関わる活動を進め、命の大切さに気付かせ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーに関する理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないように指導する。

(2) いじめ早期発見の取組

- ア ハートフルチェックを年間6回実施し、いじめの兆候をつかむ。また、各学期に1回、家庭用チェックリストを配付し、保護者から情報を得る。
- イ 職員会議の後に情報交換の時間を設け、気になる児童の様子を伝え合い共通理解するとともに、いじめの兆候をつかむ。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、悩みが相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、組織的に対応する。
- イ 被害者の児童を守り通すという姿勢で対応し、加害者の児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- ウ 保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して取り組む。
- エ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をするとともに、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果は、被害者の児童、保護者に適切に伝える。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実行性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価や保護者への学校評価アンケートを実施し、それを基に、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画・実施する。いじめの事例検討やネットトラブルの紹介、hyper-QUの活用方法等、児童理解やいじめ対応に関する研修を行い、教職員の資質向上を図る。
- (2) 「岡崎小学校学校いじめ防止基本方針」は、保護者に伝えるとともに、ホームページにも掲載する。
- (3) 休業中のいじめを防止するために、長期休業の前には事前指導を行う。

【重大事態への対応フロー図】

